

道の駅朝日基本設計業務委託  
公募型プロポーザル方式実施要領

村上市が実施する「道の駅朝日基本設計業務委託」に係る委託候補者の選定に関し、この公募型プロポーザル方式実施要領に基づき、技術提案の特定を行う公募型プロポーザルを行うために必要な事項を定める。

令和4年7月1日

村上市長 高橋邦芳

1. 業務概要

(1) 業務名 道の駅朝日基本設計業務委託

(2) 業務内容 本業務は、村上市が令和2年度に作成した「道の駅 朝日 拡充基本計画」（以下「基本計画」という）に掲げる整備の目的・基本コンセプト・導入施設の整備方針を踏まえ、発注者の意図を十分理解して、その要求を達成するために、蓄積した専門技術を駆使し、「施設配置」「構造」「設備」「平面図」「立面図」「断面図」等をまとめ、空間構成を具体化することを目的とした道の駅「朝日」の基本設計を行うものである。

(3) 履行期間 契約締結日の翌日から令和5年3月31日まで

2. 参加資格

(1) 技術提案書の提出者に要求される資格

技術提案書を提出しようとする者は、アに掲げる資格を満たしている単体企業又はイに掲げる資格を満たしている設計共同体であること。

ア. 単体企業

- 1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- 2) 村上市における令和4・5年度の「建設コンサルタント」に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けている者であること。
- 3) 参加表明書の提出期限の日から見積合わせの時までの期間に、村上市から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- 4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、村上市発注の公共事業等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

- 5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき、更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- 6) 建築士法（昭和 25 年 5 月 24 日法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

#### イ. 設計共同体（異業種 J V の場合）

以下に掲げる条件を満たしている者により構成される設計共同体であって、「道の駅朝日基本設計業務委託設計共同体運用基準」（令和 4 年 7 月 1 日付け村上市長）に示すところにより村上市長から道の駅朝日基本設計業務委託に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）の認定を受けているものであること。

- 1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- 2) 村上市における令和 4・5 年度の「建設コンサルタント」に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を設計共同体を構成する構成員それぞれが受けている者であること。  
なお、参加資格の認定は設計共同体を構成する構成員がそれぞれ有し、「建設コンサルタント」と「一級建築設計」の参加資格の認定を構成員により満たす者とする。
- 3) 参加表明書の提出期限の日から見積合わせの時までの期間に、村上市から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- 4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、村上市発注の公共事業等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- 5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき、更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- 6) 建築士法（昭和 25 年 5 月 24 日法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

- (2) 技術提案書を提出しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

なお、本業務に参加できないにもかかわらず、特定に至った場合においては、指名停止要領に基づく指名停止等を行うことがある。

### 3. 技術提案書の提出者を選定するための基準

- (1) 参加表明者の経験及び能力

建設コンサルタント登録等、同種又は類似の業務の実績、業務表彰。

(2) 予定管理技術者の経験及び能力

資格、同種又は類似の業務の実績、地域精通度、技術者表彰。

4. 技術提案書を特定するための評価基準

(1) 予定技術者（予定管理技術者、予定担当技術者、予定照査技術者）の経験及び能力  
配置予定の技術者の資格、同種又は類似の実績内容、地域精通度（管内周辺での業務実績）、技術者表彰。

(2) 実施方針、実施フロー、工程表等

業務内容の理解度、実施手順及び工程表の妥当性等

(3) 評価テーマ

評価テーマの的確性、実現性、独創性

5. 手続等

(1) 担当部局

〒958-8501 新潟県村上市三之町1番1号

村上市観光課観光交流室

電話 0254-53-2111

電子メール：kanko@city.murakami.lg.jp

(2) 要領等の交付期間、交付方法

令和4年7月1日（金）から令和4年9月6日（火）まで

要領等は、村上市公式ホームページからダウンロードすることにより交付する。

なお、村上市公式ホームページからダウンロードできない場合は、5（1）に電話、電子メールにより申し込むこと。ただし、電子メールによる場合は、必ず着信確認を行うこと。

交付方法（村上市公式ホームページからダウンロードする以外の場合）

：交付期間内に必着で、切手を添付した返信用封筒及びCD等を同封し、5（1）へ郵送すること。CD等に複製したものを折り返し郵送する。（窓口交付は行わない。）

(3) 参加表明書の提出期限並びに提出場所及び方法

令和4年7月11日（月）17時00分までに書面及び電子データ（CD-ROM等）を持参により提出すること。ただし、発注者の承諾を得て郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）又は電子メールにより提出する場合は、令和4年7月11日（月）17時00分までに必着で5（1）に1部を郵送、又は電子メールにより提出す

ること。電子メールによる場合は、必ず着信確認を行うこと。F A Xによる提出は受け付けない。

(4) 技術提案書の提出期限並びに提出場所及び方法

令和4年8月15日(月)17時00分までに書面及び電子データ(CD-ROM等)を持参により提出すること。ただし、発注者の承諾を得て郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る。)又は電子メールにより提出する場合は、令和4年8月15日(月)17時00分までに必着で5(1)に1部を郵送、又は電子メールにより提出すること。電子メールによる場合は、必ず着信確認を行うこと。F A Xによる提出は受け付けない。

6. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金

免除

(3) 関連情報を入手するための照会窓口 5(1)に同じ。

(4) 2(1)ア 2)に掲げる一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていない単体企業又はイに掲げる設計共同体としての資格の認定を受けていないもの(一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていない単体企業を構成員とする場合を含む。)も5(3)により参加表明書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であっても、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出の時に於いて、当該資格の認定を受けていなければならない。

(5) 詳細は説明書による。

－以上－